

介護保険制度について

基礎知識

介護保険による特定福祉用具(特定介護予防福祉用具)購入って?



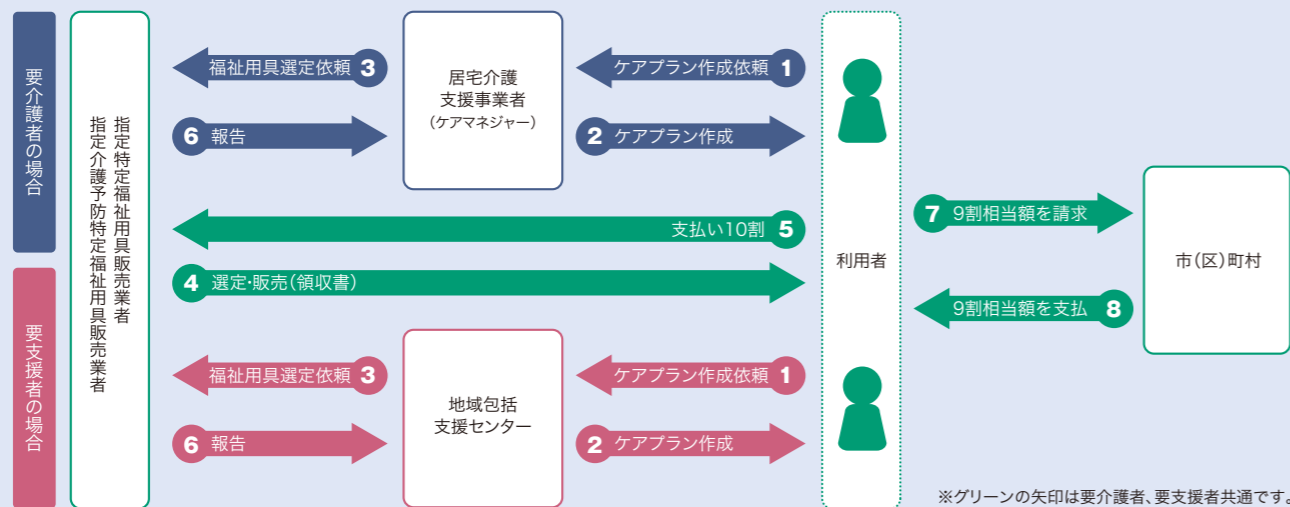
介護保険制度では、要介護度ごとの毎月の利用限度額とは別に、**毎年10万円を上限枠として1割のご負担**で特定福祉用具の購入ができます。

※2006年4月1日より、特定福祉用具販売は指定事業者制になりました。介護保険を使って購入する場合は、都道府県の指定を受けた指定事業者から購入しなければなりません。

※期間と限度額：毎年4月1日から3月31日まで1年間。年間限度枠10万円を超えた場合、その部分については、全額自己負担となります。

※原則として償還払い方式です。利用者の方が直接、福祉用具販売店で購入され一旦全額お支払い頂き、その後、9割相当額を市(区)町村に請求します。ただし、市(区)町村

ご利用の手順



7の市(区)町村へ請求の際に必要な書類

- 支給申請書 ●領収書 ●特定福祉用具が必要である理由書 ●福祉用具のパフレット又は写真 ●見積書

※同一種類の特定福祉用具の購入はできません。ただし、同一種類であっても用途及び機能が異なる場合、破損した場合、介護の程度が著しく高くなった場合などは、同一種類でも再購入できます。

※各市(区)町村によって、異なる場合がありますので確認が必要です。

購入対象となる5種目

1 腰掛便座

- 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
- ポータブルトイレ(便座、バケツ等)からなり、居室において利用可能であるもの



2 特殊尿器

尿又は便が自動的に吸引されるもので、居宅介護者又は介護者が容易に使用し得るもの。
平成21年4月より「尿が自動的に吸引」から「尿又は便が自動的に吸引」に変更になりました。



3 入浴補助用具

入浴に際しての座位の維持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具

- 入浴用いす ●浴槽用手すり ●浴槽内いす
- 入浴台 ●浴室内すのこ ●浴槽内すのこ
- 入浴用介助ベルト(平成21年4月より追加されました。)



4 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事をとまわらないもの



5 移動用リフトのつり具部分

移動用リフトのうち、実際に利用者の体を包んで支え人体に接する吊り具の部分



基礎知識

介護保険による住宅改修(介護予防住宅改修)って?



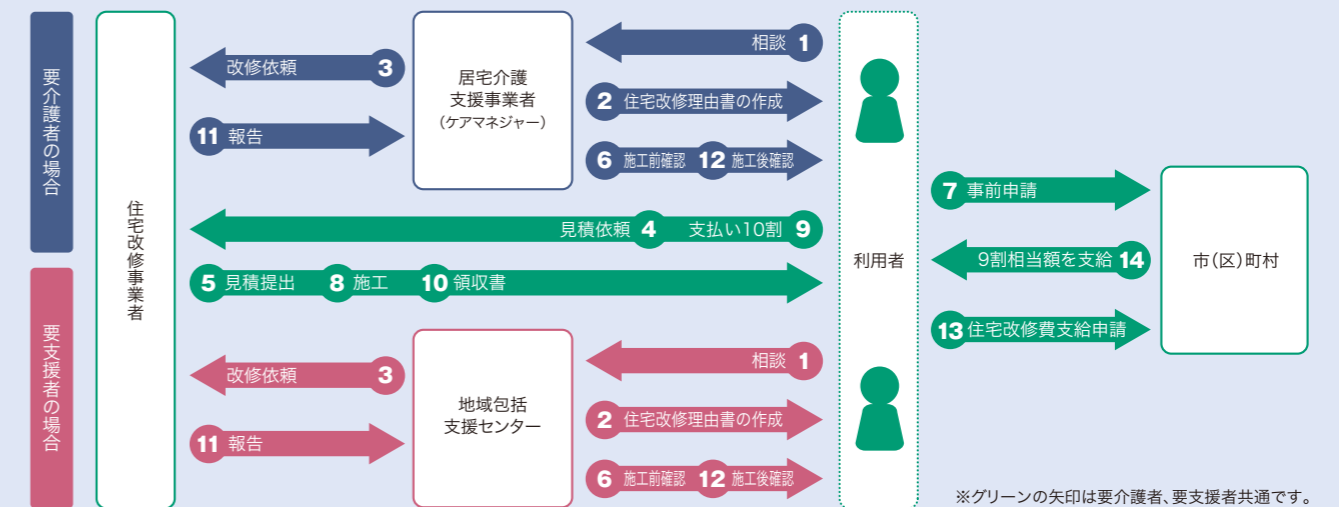
介護保険制度では、要介護度ごとの毎月の利用限度額とは別に、**20万円を上限枠として1割のご負担**で介護や介護予防のための住宅改修ができます。

※支給限度基準額を超える部分については全額自己負担になります。なお市(区)町村によっては、独自の住宅改修に対する助成制度を設けている場合があります。 ※利用は原則として1回です。ただし、20万円の範囲内であれば数次に分けた工事が可能です。(なお、要介護度が3段階以上上がった場合(要支援2と要介護1は同区分として数える)や、転居した場合は再度利用できます。)

※原則償還払い方式です。ただし、市(区)町村によっては独自の方式(給付券方式・受領委任方式など)をとっている場合があります。

※大規模な住宅改修及び新築工事は、介護保険では認められません。

ご利用の手順



6の市(区)町村へ請求の際に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書 ●住宅改修が必要な理由書 ●工事の内訳書 ●改修前の状況が分かる写真 ●住宅所有者の承諾書 他

11の市(区)町村へ請求の際に必要な書類

- 領収書 ●改修後の状況が確認できる写真 他

※各市(区)町村によって、異なる場合がありますので確認が必要です。

支援対象となる改修6種目

1 手すりの取り付け

取り付けに際し、工事を伴うもの。



2 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床段差及び、玄関、掃き出し窓から室外への段差解消するための住宅改修工事で、次の種類のもの

- 敷居を低くする工事
- スロープを設置する工事(設置工事を伴うもの)
- 浴室の床、浴槽のかさ上げ(すのこ等は含まない)等。ただし、昇降機、リフト、段差解消機等動力による段差を解消する機器を設置する工事は除く。

3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更

滑りの防止のための床または通路面の材料の変更等。

4 引き戸等への扉の取り替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への変更、及びドアノブの変更、戸車の設置等。平成21年4月より扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合、扉の新設も認められるようになりました。

5 洋式便器への便器の取り替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事等。ただし、既に洋式便器である場合に暖房便座、洗浄機能等を付加する工事は含まない。また、排水洗和式便器から水洗洋式便器に変更する場合は、水洗化の部分は含まない。

6 その他前各項目の住宅改修に附随して必要となる住宅改修

- 手すりの取り付け/手すり取り付けのための壁の下地補強
- 段差の解消/浴室の床材及び浴槽の深いものから浅いものへの取り替えによる段差解消等に伴う給排水設備工事
- 床または通路面の材料の変更/床材の変更のための下地の補強や根太の補強または、通路面の材料変更のための路盤の整備
- 扉の取り替え/扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事
- 便器の取り替え/便器の取り替えに伴う給排水設備工事(水洗化に伴う工事部分を除く)、便器の取り替えに伴う床材の変更